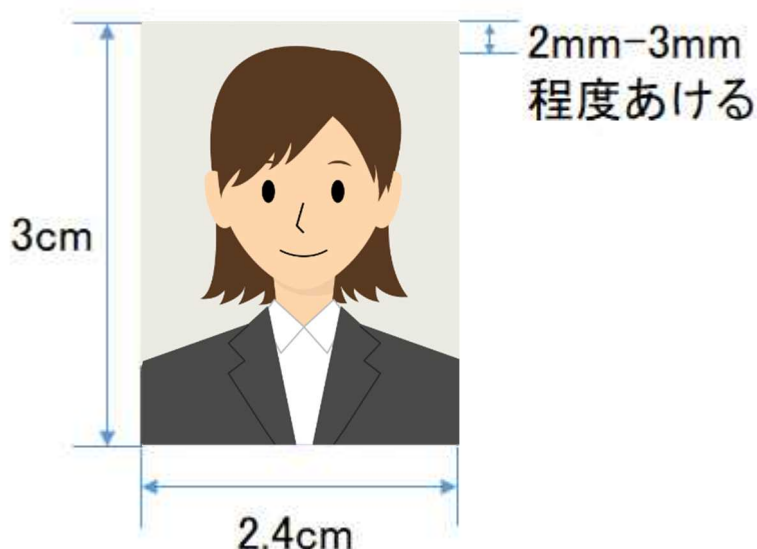


## 証明写真についての留意事項

介護支援専門員証の写真は、資格者本人であることを証明する大変重要なものとなります。以下の事項にご留意のうえ、規格にあった写真をご提出いただきますようお願いいたします。



### ●規格

- ・申請者本人のみを撮影したもの
- ・提出日前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・無帽、正面向き、無背景（影、模様のない）のもの
- ・サイズは縦3cm、横2.4cm（ふちなし）のもの
- ・頭上を2mmから3mm程度あけたもの
- ・カラーでも白黒でも可
- ・鮮明であるもの
- ・明るさやコントラストが適切であるもの
- ・裏側には、氏名及び登録番号（新規の方は生年月日）を記載すること

### ●介護支援専門員証の写真として適切でないもの

以下のような写真は、介護支援専門員証の写真として適切ではないため、写真の再提出をお願いすることになりますので、ご注意ください。

- ・撮影から6ヶ月以上経過しているもの
- ・影があるもの、写真に汚れやキズ、変色があるもの
- ・頭部全体が写っていないもの（切れているもの）
- ・人物の背景にほかのものが写っているもの
- ・不鮮明なもの（ぼやけている、色あせしているなど）
- ・サングラス、マスク、ヘアバンド、リボン、装飾品等で人物を特定しにくいもの
- ・デジタル写真の場合、写真専用紙を使用せず、画質が劣るもの
- ・写真をカラーコピーしたもの、スナップ写真等を切り取ったもの
- ・正面でないもの、笑っている（歯がみえている）など、証明写真として適当でないもの

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

申請書等への添付を求める写真の規格  
の見直し等のための厚生労働省関係  
省令の一部を改正する省令の施行等  
について（介護関係）

計2枚（本紙を除く）

Vol.1043

令和4年3月14日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

各都道府県知事  
各市区町村長 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係  
省令の一部を改正する省令の施行等について（介護関係）

申請書等への添付を求める写真の規格の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第36号。以下「改正省令」という。）が本日別添のとおり、公布・施行されることとなりました。

改正省令の内容等は下記のとおりですので、その内容につき十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

記

第1 改正省令の趣旨

「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、各種申請等で提出する写真について、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合することとされている。

（参考）規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

6. その他横断的課題／(2)各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和4年度措置	全府省

これを踏まえ、本省令により、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において規定していた写真規格をパスポート規格に準じることとする改正を行うもの。

## 第2 改正省令の概要（介護保険法施行規則関連部分のみ抜粋）

介護保険法施行規則第113条の21に規定する介護支援専門員証に係る様式第10号（表面）において、写真の規格を旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）別表第1に定める要件（パスポート規格）を満たしたものとするため、「上半身」を「上三分身」に改めること。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

改正省令は、公布の日（令和4年3月14日）から施行すること。

### 2 経過措置

- (1) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（(2)において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- (2) 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。